

中城湾港安座真海浜公園の指定管理者募集要項

令和3年8月

沖縄県土木建築部
海岸防災課

中城湾港安座真海浜公園施設の指定管理者募集要項

目次

1 募集の目的	2 頁
2 施設の概要	2 頁
3 管理運営の基本的な考え方	3 頁
4 指定管理者の業務	3 頁
5 自主事業	3 頁
6 管理運営の基準	4 頁
7 指定期間	6 頁
8 施設使用料の取扱い、施設管理に要する経費等	6 頁
9 応募資格要件	7 頁
10 指定管理者選定スケジュール	8 頁
11 募集要項の配布・現地説明会等について	8 頁
12 公募に関する質問の受付	9 頁
13 申請の手続き	9 頁
14 選定及び審査基準	11 頁
15 協定の締結	13 頁
16 指定管理者の留意事項	14 頁
17 県と指定管理者の責任分担	15 頁
18 指定管理者の取消等	15 頁
19 業務の引継	15 頁
20 問い合わせ先	16 頁
別表 1 (県と指定管理者の業務区分)	17 頁
別表 2 (県と指定管理者のリスク分担)	18 頁

中城湾港安座真海浜公園の指定管理者募集要項

沖縄県は、安座真海浜公園の管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び沖縄県海浜公園の設置及び管理に関する条例（平成 12 年沖縄県条例第 48 号。以下「条例」という。）第 3 条の規定による指定管理者（以下「指定管理者」という。）の募集を行います。

1 募集の目的

現行の指定管理者の指定期間が令和 3 年度で満了することに伴い、令和 4 年 4 月から令和 9 年 3 月までの管理運営を行う指定管理者を募集します。

2 施設の概要

(1) 施設の名称

中城湾港安座真海浜公園

(2) 施設の所在地

南城市知念字安座真

(3) 設置目的

安座真海浜公園は、自然とふれあえる日常的な親水空間と、海洋性リゾートとしての保養空間の創出により、本地域を含めた南部地域の活性化と、産業の振興に寄与する新たな海洋都市の創造を目的として、海岸保全施設と合わせて人工ビーチとレクリエーション施設を整備しました。

(4) 施設の規模等

- ア ビーチ（砂浜）延長 L=460m
- イ 駐車場 335 台
- ウ 管理事務所棟 1 棟
管理事務所、休憩所、救護室、トイレ
- エ 休憩所棟 1 棟
- オ 中央男子更衣室棟 1 棟
更衣室、トイレ、シャワー、身障者用トイレ
- カ 中央女子更衣室棟 1 棟
更衣室、トイレ、シャワー、身障者用トイレ
- キ 東側更衣室棟
（男女）更衣室、トイレ、シャワー、身障者トイレ
- ク 東屋（休憩所） 12 箇所
- ケ 照明灯 28 基
- コ スピーカー 33 基
- サ 高架水槽 1 基
- シ 浄化槽及び機械室 1 式

ス その他（遊歩道、樹木、ベンチ）

3 管理運営の基本的な考え方

安座真海浜公園は公の施設であることから、指定管理者は、安座真海浜公園に求められる公共性を十分理解し、施設利用の平等性、公平性、守秘義務の確保等に努める必要があります。

4 指定管理者の業務

指定管理者は、条例第4条の規定により、次の(1)から(6)までに掲げる業務を行うものとし、

(1) 行為の許可

条例第9条第1項各号に定める行為の制限についての許可及び変更の許可

(2) 利用の禁止又は制限

条例第10条の規定による、海浜公園を保全し、又は利用者の危険を防止するための海浜公園の利用の禁止又は制限

(3) 監督処分

条例第11条の規定による行為の許可の取消し、その効力の停止若しくはその条件の変更又は行為の中止命令、原状回復命令若しくは海浜公園からの退去命令

(4) 利用料金の収受

条例第13条第1項の規定による有料施設の利用料金の収受。利用料金は、同条第4項の規定により指定管理者の収入とする。

(5) 海浜公園の施設の維持及び修繕

ア 施設の維持管理（施設・設備の点検、簡易な修繕等）

イ 美化・清掃（美化、清掃、植栽、衛生的環境の確保）

ウ 安全点検（警備、安全確保、遊泳監視、秩序維持管理、入場の制限）

エ 火災・盗難などの事故・事件の予防等

オ 管理に伴う各種帳票類の整備及び保管

カ 災害復旧工事、規模の大きな施設改修工事は県が行います。

(6) (1)から(5)までのほか、海浜公園の管理運営に関して知事が必要とし認める業務

5 自主事業

(1) 指定管理者は、自己の責任と費用により、安座真海浜公園の利用促進及び活性化に資する事業（以下「自主事業」という。）を行うことができます。

(2) 自主事業から得られる収入は、指定管理者の収入とします。

(3) 自主事業の実施に当たっては、事前に県に対して提案を行い、承認を得る必要があります。

(4) 事業計画書において提案された自主事業の可否については、県と協定を締結する際にあらためて協議するものとし、

なお、提案した自主事業が認められることが応募の条件である場合は、必ずその旨を事業計画書に明記してください。

- (5) 自主事業の提案に当たっては、次の事項に留意してください。
- ア 安座真海浜公園の設置目的及び管理運営の基本的な考え方に沿ったものであること。
 - イ 指定管理者の管理運営業務に支障を与えるものではないこと。
 - ウ 施設利用者の利用を妨げるものでないこと。
 - エ 公共性の確保が図られていること。
- (6) 自主事業実施にあたっては県有施設を使用する場合は、県への使用料支払が必要となる場合があります。

6 管理運営の基準

指定管理者は、次の事項に従い、安座真海浜公園の管理業務を実施します。

- (1) 関係法令等の遵守
- ア 地方自治法、同施行令、同施行規則
 - イ 沖縄県海浜公園の設置及び管理に関する条例、同施行規則
 - ウ 港湾法
 - エ 海岸法
 - オ 沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保に関する条例
 - カ 沖縄県公有財産規則
 - キ 消防法
 - ク 水道法
 - ケ 浄化槽法
 - コ 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法のほか労働関係法令
 - サ 個人情報保護法、沖縄県個人情報保護条例
 - シ その他関係法令等
- (2) 沖縄県行政手続条例の適用
- 指定管理者は、沖縄県行政手続条例第2条第1項第3号の「行政庁」に該当するため、処分等の手続は同条例の規定に基づいて行わなければなりません。
- (3) 沖縄県暴力団排除条例の適用
- 指定管理者は、当該施設の利用が暴力団の利益になるおそれがあると認められる場合は、沖縄県警察本部に照会し、必要に応じて排除措置（利用の承認をしない又は利用の承認を取り消すこと）を講じてください。
- (4) 有料施設の供用期間及び供用時間
- 条例で定める有料施設は、「駐車場」と「シャワー」のみです。
- 海浜を自由に使用するための条例（平成2年沖縄県条例第22号）により、事業者は、公衆が海浜へ自由に立ち入ることができるよう配慮しなければならないことから、海浜公園への入場料を徴収することはできません。

有料施設名	供用期間	供用時間
駐 車 場	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	午前 8 時 30 分から午後 8 時まで
シャワー	4 月 1 日から 10 月 31 日まで	午前 9 時から午後 7 時まで

※ 有料施設の供用期間及び供用時間並びに遊泳時間は、沖縄県海浜公園の設置及び管理に関する条例施行規則で定められており、知事の承認を受けて変更することができます。

(5) 業務執行体制

ア 文書取扱規程の整備

指定管理者が業務に伴い作成し、又は受領する文書等は、沖縄県文書管理規程、同運用通知に準じ、別途文書の管理に関する規程等を定めるものとします。

イ 情報公開規程の整備

指定管理者が業務実施にあたり、作成し、又は取得した文書等で指定管理者が管理しているものの公開について、別途情報公開規程等を定めるものとします。

ウ 手続規程等の整備

指定管理者は、利用許可の取消しなど、行政処分の実施について、適正な執行体制を確保するものとします。

また、施設の利用上の利用者指導については、沖縄県行政手続条例の行政指導の規定の趣旨に則った対応をとるものとします。

エ 個人情報の取扱い

指定管理者は、沖縄県個人情報保護条例（平成 17 年沖縄県条例第 2 号）第 11 条第 2 項の規定により、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適切な管理のため必要な措置を講じるものとします。

指定管理者が行う公の施設の管理業務に従事している者又は従事していた者は、同条例第 12 条の規定により、その職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはいけません。

個人情報の漏えい等の行為には、同条例第 63 条及び第 64 条に基づく罰則規定があります。

オ 守秘義務

指定管理者は、施設の管理を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用してはならないものとします。指定管理業務を行う指定期間が終了した後も同様とします。

カ 区分経理・会計体制の確立

指定管理者は、会計帳簿を整備し、区分経理・会計体制を確立した上で、適正な現預金等公金管理を行います。

また、現金の取扱いに関して、その取扱いに係る規程を整備し、事故防止体制を整えるものとします。

キ 施設の管理体制

指定管理者は、施設について、台帳を整え、適正に管理しなければなりません。

ク 業務委託の制限

指定管理業務の全部又は次の業務を第三者に委託し、請け負わせることはできません。

- (ア) 施設の利用許可等に係る業務
- (イ) 関係機関、関係団体等との調整業務
- (ウ) 災害又は緊急時の対応業務

(ア)から(ウ)までの業務以外の業務を第三者に委託する場合には、その内容についてあらかじめ県の承認を得なければなりません。

(6) 業務に必要な物品の調達

指定管理者の行う業務の遂行上必要な物品については、指定管理者が調達するものとします。

(7) 賠償責任保険への加入

指定管理者は、利用者等の事故等に備え、施設賠償責任保険に加入するものとします。

(8) 指定管理者名等の表示

当該施設が指定管理者により管理運営されていることを示すため、指定管理者名及び設置者として県の連絡先を施設内に表示するとともに、案内パンフレット等に明記することとします。

7 指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とします。

8 施設使用料の取扱い、施設管理に要する経費等

(1) 施設使用料の取扱い

ア 利用料金制の採用

安座真海浜公園においては、地方自治法第244条の2第8項の規定による「利用料金制」を採用します。有料施設（駐車場及びシャワー）の利用料金は、条例第13条第4項の規定により指定管理者の収入とします。

イ 利用料金の額

指定管理者は条例第13条第2項の規定により、海浜公園の維持及び管理に必要な費用を有料施設の利用予定者数で除して得た額を限度として、指定管理者が決定します。このとき、同条第3項によりあらかじめ知事の承認を受ける必要があります。また、利用料金を変更しようとするときも同様とします。

利用料金の設定については、公の施設として利用しやすい料金になるよう配慮してください。

利用料金収入は、安座真海浜公園を利用する日の属する年度の収入とします。

(2) 施設管理に要する経費等

県からは、管理運営委託料やその他名目の支払いは、原則としてありません。

施設管理に要する経費は、有料施設の利用料金と自主事業による収入で賄うこととなりますので、採算のとれるよう事業展開を図ってください。

また、管理に要する備品等については、県からの貸与はありませんので、指定管理者が準備するものとします。

(3) 会計の区分

安座真海浜公園の管理に関する会計は独立した会計とし、指定管理者が行う他業務の会計と区分してください。また、指定管理業務に係る収入及び経費、自主事業に係る収入及び経費は、区分して経理してください。

9 応募資格要件

(1) 応募資格

指定管理者に応募しようとする者は、次の全ての要件を満たす者としてします。

- ア 法人その他の団体であること。
- イ 沖縄県内に主たる事務所又は事業所を有する団体（共同企業体を含む。）であること。（法人であれば現在事項全部証明書等で確認される本店又は主たる事務所の所在が沖縄県内にあること。）
- ウ 国税及び地方税の滞納がない団体であること。
- エ 指定期間中に、解散又は廃止の恐れがない団体であること。
- オ 施設管理の総括責任者を専任で配置できるもの。

(2) 欠格条項

次のいずれかに該当する者は、応募することができません。仮に、申請が受け付けられた場合でも、申請は無効となります。

- ア 代表者又は役員に破産者及び禁錮以上の刑に処せられている者がいる団体
- イ 会社更生法、民事再生法等による手続をしている団体
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体
- エ 役員等（法人にあつては役員及び経営に事実上参加している者をいい、法人格のない団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいう。）が、暴力団等の利益となる活動を行う団体
- オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、沖縄県における一般競争入札等の参加を制限されている団体
- カ 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない団体

(3) 失格事項

次のいずれかに該当する団体は、指定管理者の選定審査の対象から除外します。

- ア 提出された書類に虚偽の記載があったとき。
- イ 指定管理者制度運用委員に、選定審査に関する照会や要求を行ったり、個別に

接触をしたとき。

ウ 要項に違反又は著しく逸脱した場合

エ その他不正な行為があったとき。

(4) 共同企業体で応募する際の注意事項

共同企業体については、以下のとおりとします。

ア 代表者又は代表となる団体（出資額の割合が最大のものをいう。）を決定すること。

イ 指定管理者の選定後、県と指定管理者との間で締結する協定は、代表者又は代表となる団体を中心に行うこととなるが、当該協定に関する責任は共同企業体の構成員全体で負うこと。

ウ 共同企業体については、建設業協会で行われている共同企業体の方式に準じて構成すること。

エ 各構成員が応募資格を満たすこと。欠格条項及び失格事項は、各構成員についても適用する。

オ 同一団体が複数の共同企業体にまたがり、応募することはできない。

10 指定管理者選定スケジュール

指定管理者の選定は、次のスケジュールを予定しています。

ア 募集要項等の公表（募集開始）	令和3年8月20日（金）
イ 指定管理者募集に係る現地説明会	令和3年9月29日（水）
ウ 公募に関する質問の受付期限	令和3年10月4日（月）
エ 質問の回答期限	令和3年10月11日（月）
オ 申請書類等の提出期限	令和3年10月19日（火）
カ 制度運用委員会による審査 （プレゼンテーション日時等は別途お知らせします。）	令和3年10月下旬～11月上旬
キ 選定結果の公表	令和3年11月中旬～11月下旬
ク 県議会への指定管理者指定議案の上程	令和3年11月定例会予定
ケ 指定管理者の指定	令和4年1月上旬
コ 指定管理者との協定締結	令和4年2月下旬
サ 業務開始	令和4年4月1日（金）

11 募集要項の配布・現地説明会等について

(1) 募集要項等の配付

ア 配付期間 令和3年8月20日（金）～同年10月19日（火）

イ 配付場所

(7) 沖縄県土木建築部海岸防災課（沖縄県庁11階）

※時間は、土曜・日曜・休日を除く午前9時～午後5時です。

(4) 沖縄県土木建築部海岸防災課ホームページ（PDF、ワード）

【ホームページアドレス】

<http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboku/kaibo/index.html>

ウ 配布書類

- (7) 中城湾港安座真海浜公園指定管理者募集要項
- (イ) 中城湾港安座真海浜公園指定管理者申請様式集
- (ウ) 中城湾港安座真海浜公園参考資料（資料1から資料4）
 - a 安座真海浜公園位置図等（資料1）
 - b 安座真海浜公園の運営状況（令和元年度及び2年度）（資料2）
 - c 沖縄県海浜公園の設置及び管理に関する条例（資料3）
 - d 沖縄県海浜公園の設置及び管理に関する条例施行規則（資料4）

(2) 現地説明会の開催

募集要項の説明、募集要項に関する質疑応答、現場の見学（ただし、工事中のため立入りが規制されている区域の見学は除く。）を行うため、次のとおり現地説明会を開催します。

ア 開催日時 令和3年9月29日（水）午前11時から正午まで

イ 集合場所 安座真海浜公園管理事務所前

ウ 参加申込方法

(7) 参加希望者は、9月24日（金）までに現地説明会参加申込書（第8号様式）をFAX又はメールで提出してください。

(イ) 参加人数は、各団体2名までとします（ただし、共同申請者も1団体とみなします）。

エ 申込先 沖縄県土木建築部海岸防災課（指定管理者公募担当）

FAX：098-860-3164 E-mail:aa065300@pref.okinawa.lg.jp

12 公募に関する質問の受付

(1) 質問方法

公募に関して質問がある場合は、質問票（第7号様式）をFAX又はメールで送信してください。

(2) 受付期間 令和3年10月4日（月）まで

(3) 送信先 沖縄県土木建築部海岸防災課（指定管理者公募担当）

FAX：098-860-3164 E-mail:aa065300@pref.okinawa.lg.jp

(4) 回答方法

質問者に対しFAX又はメールで回答するほか、沖縄県土木建築部海岸防災課ホームページにも掲載します。

13 申請の手続

(1) 申請書類の提出

指定管理者指定申請書等は、受付期間内に持参又は郵送してください。
持参する際は、事前に電話連絡をお願いします。

申請書の 受付期間	令和3年8月20日(金)～同年10月19日(火) (ただし、土曜・日曜・休日は除きます。)
受付時間	午前9時～午後5時まで
受付場所	沖縄県土木建築部海岸防災課 (〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁11階)

(2) 提出書類

書類名	様式番号
1 指定管理者指定申請書 ア 誓約書 イ 団体概要書 (ウ～オは、複数の団体で申請する場合に提出) ウ 共同企業体構成員表 エ 共同企業体協定書 オ 共同企業体による申請にあたっての誓約書	第1号様式 第2号様式 第3号様式 第4号様式 第5-1号様式 第5-2号様式
2 事業計画書	第6-1号 ～6-10号様式
3 添付書類 ア 法人である団体にあつては、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本(3箇月以内のもの) イ 法人でない団体にあつては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書(市町村長が発行するものに限る。) ウ 申請に係る業務の実施の方法を記載した書類 エ 直近3か年における事業報告書、貸借対照表、収支計算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類(申請の日の属する事業年度に設立された法人については、その設立時における財産目録) オ 役員の氏名、住所及び履歴を記載した書類(役員名簿等) カ 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類 (7) 法人である団体については、直近3か年における国税(法人税、消費税及び地方消費税)納税証明書、沖縄県納税証明書(全税目)及び所在市町村納税証明書(全税目) (イ) 法人でない団体については、直近3か年における代表者の国税(法人税、消費税及び地方消費税)納税証明書、沖縄県納税証明書(全税目)及び所在市町村納税証明書(全税目) キ 施設の管理運営を行う上で必要な資格の写し	

※ 共同企業体による申請の場合は、各構成団体全てにおいて上記 3の申請に関する添付書類を提出してください。	
--	--

(3) 提出書類の様式、提出部数等

- ア 用紙の大きさは、原則として日本産業規格A4に統一してください。
提出書類に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限ります。
- イ 提出書類は、下欄にページ数を記載してください。
- ウ 提出部数は、A4フラットファイルにファイリングしたものを、正本1部、副本10部（正本の複写可）とします。

(4) 提出書類の著作権、情報公開

- ア 提出された事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、沖縄県は、指定管理者の公表等必要な場合は、事業計画書等の内容の全部及び一部を使用できるものとします。
- イ 提出された書類は、返却しません。
- ウ 提出された書類は、沖縄県個人情報保護条例の規定に基づき取り扱います。
- エ 提出された書類は、沖縄県情報公開条例に基づく情報公開の対象となります。

(5) 申請に当たっての留意事項

- ア 申請に当たっては、法人等の名称等、申請のあった事実が公表されることを十分理解した上で行ってください。
- イ 県が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用してはなりません。
- ウ 申請に要する経費は、全て申請者の負担とします。
- エ 提出書類の変更（軽微なものを除く。）、差し替え、追加等は、原則として認めません。
- オ 取下げ後の再提出は、原則として認めません。
- カ 必要に応じ、追加資料の提出又は書類の内容についての説明を求めることがあります。
- キ 申請内容について虚偽等が確認されたときは、選定の対象者から除外します。
- ク 申請書に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請団体が負うものとします。

14 選定及び審査基準

(1) 選定方法

指定管理候補者の選定は、次のとおり行います。

ア 応募資格審査

指定管理者指定申請書の提出後、沖縄県土木建築部海岸防災課において申請者の

資格要件の適否審査を行います。資格を満たさない場合又は確認できない場合は、その時点で失格とします。

イ 委員会による審査

沖縄県土木建築部海岸防災課所管の公の施設に係る指定管理者制度運用委員会（以下「委員会」という。）が、提出書類及び応募者によるプレゼンテーション（10月下旬～11月上旬に、応募状況に応じて予定）について審査を行い、最も点数の高い者を指定管理候補者として選定します。

なお委員ごとの合計点を集計して算出した総合点数において6割に満たない場合は、指定管理候補者として選定しません。

また、次の要件に1つでも該当した場合、失格とします。

- (7) 指定管理業務を遂行できる財務状況にないと判断された場合
- (イ) 施設の管理運営能力がないと判断された場合
- (ウ) 現状の管理水準を維持できないと判断された場合
- (エ) 適正な人員配置が困難と判断された場合

※ 委員会が選定した団体は、沖縄県議会の議決を経て、知事が指定管理者として指定します。

(2) 審査基準

次に掲げる基準全てを評価する総合評価方式により選考します。

審査基準	審査項目	区分	点数
1 事業計画書等の内容が、県民の公平な利用を確保できるものであること。(条例第6条第1号)	(1)施設の管理運営に関する基本方針が示されているか。 (2)県民の公平な利用が確保されているか。	基本項目	10点
2 事業計画書等の内容が、海浜公園の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、効率的な管理がなされるものであること。(条例第6条第2号)	(1)海浜公園の設置目的と業務内容の適合性 (2)利用者に対するサービス向上のための取組内容 (3)利用促進を図るための取組内容 (4)利用料金の設定 (5)自主事業の内容 (6)管理運営費の縮減	重点項目	30点

<p>3 事業計画書等に沿った管理 を安定して行う物的及び人的能 力を有するものであること。 (条例第6条第3号)</p>	<p>(1) 人的能力（管理運営組織、人員配 置、再委託、職員研修等）の内容 (2) 物的能力（収支計画、資金調達、 保険対応等の内容） (3) 申請者の安定性・健全性（財務状 況資産等） (4) 安全管理に対する内容 (5) 申請者の実績（同種の施設等の管 理運営実績） (6) 自己評価・モニタリングに対する 内容 (7) 個人情報保護に対する取組内容</p>	<p>最重点項目</p>	<p>50点</p>
<p>4 上記のほか、海浜公園の設 置の目的を達成するために十分 な能力を有するものであるこ と。(条例第6条第4号)</p>	<p>(1) 業務全般に対する取組姿勢 (意欲)</p>	<p>基本項目</p>	<p>10点</p>
<p>合 計</p>		<p>100点</p>	

(3) 選定結果の通知

最も効果的かつ収益的な管理が実施できる団体を選定し、選定結果については応募者全団体に通知するとともに、沖縄県土木建築部海岸防災課ホームページで公表します。

※ 選定結果に対する異議及び問合せには応じられません。

15 協定の締結

(1) 協定の締結

議会の議決を経て指定管理者が指定された後、知事と指定管理者は速やかに指定期間における基本的事項を定めた協定を指定管理者と締結します。

(2) 協定締結ができない場合

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当することとなったときは、知事はその指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

- ア 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- イ 財務状況等の悪化等により、業務の履行が確実でないと認められるとき。
- ウ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- エ 応募資格要件を喪失したとき。
- オ 申請内容について、虚偽等が確認されたとき。

16 指定管理者の留意事項

(1) モニタリングの実施

指定管理者は、「公の施設の指定管理者制度に関する運用方針」及び「指定管理者制度導入施設に係るモニタリングマニュアル」等に基づき、施設の適切な利活用、施設利用者の利便性の向上等の観点から、アンケート等適当な手段により、意見、苦情等を聴取し、その結果、業務改善への反映等について県へ報告するものとします。

(2) 指定管理業務及び自主事業に係る事業報告書等の提出

指定管理者は、次のとおり、業務月報、事業計画書及び収支計算書、事業報告書等を県に提出するものとします。

- ア 業務月報・・・・・・・・・・・・・・・・・・毎月（翌月 10 日まで）
- イ 上半期報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・10 月 10 日まで
- ウ 年間事業計画書及び収支予算書（翌年度計画）・・・・・・・・前年度 2 月末まで
- エ 事業報告書（4 月 1 日～3 月 31 日までの事業実績）・・・・・・翌年度 4 月末まで
- オ その他県が必要と認める書類

(3) 指定管理業務等の評価

県は、指定管理者が協定書等に従って適切に管理運営を行っているかどうかについて、適時、関係書類の閲覧、提出等を求め、又は調査することにより、指定管理業務に関する評価を行います。このとき、指定管理者は速やかに報告書等を提出し、又は調査に協力してください。

なお、評価の結果、指定管理者の行う指定管理業務が協定書等の水準（以下「要求水準」という。）に達していないと県が判断した場合、県は業務の改善等必要な指示を行います。指示に従わず改善がみられない場合は、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を行うものとします。

ア 定期評価

県は、指定管理者から事業報告書の提出があったときは、指定管理業務の内容が要求水準を満たしているかについて確認を行います。

イ 随時評価

県は、必要があると認めたときは、指定管理業務及び経理の状況に関し指定管理者に報告を求め、又は施設内において指定管理業務の調査を行うことがあります。

(4) 監査

指定管理者は、地方自治法第 199 条第 7 項、第 252 条の 37 第 4 項及び第 252 条の 42 第 1 項並びに沖縄県外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成 11 年沖縄県条例第 2 号）に基づき、指定管理者が行う管理の業務に係る出納関連の事務について、監査委員、包括外部監査人、個別外部監査人による監査を受けることとなります。

17 県と指定管理者の責任分担

県と指定管理者の業務区分は別表 1、県と指定管理者のリスク分担は別表 2 のとおりとします。

ただし、いずれにも定めのない業務やリスクが生じた場合又は疑義が生じた場合は、県と指定管理者が協議の上、業務区分及びリスク分担を決定するものとします。

※「リスク」とは、協定締結の時点で想定できない事由によって損失が発生する可能性のことを指します。

18 指定管理者の取消し等

(1) 事業継続困難時の措置

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに県に報告しなければなりません。

なお、共同申請者が指定管理者の場合において、その構成団体の一部が倒産等により事業の継続が困難となった場合は、指定管理者は県と協議するものとします。

(2) 指定管理者に対する実地調査等

県は、指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、指定管理者に対して管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることがあります。

(3) 指定管理者の取消し等

県は、次の場合、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずる場合があります。

ア 指定管理者の倒産又は指定管理者の財務状況が著しく悪化するなど、指定管理者による管理運営を継続することができないと認められる場合。

イ 社会的信用を損なうなど、指定管理者としてふさわしくないと認められる場合。

ウ 指定管理期間中に応募資格要件等の条件を満たさなくなった場合。

エ 指定管理業務の内容改善に関する県からの指示に対し、指定管理者が改善しなかった場合。

(4) 損害賠償について

(3) の措置により、指定管理者の指定を取り消され、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたことにより、県に損害が生じた場合には、指定管理者は県に対し賠償の責めを負うこととなります。

(5) 疑義の解決

指定管理業務の遂行に際し、定めがないとき又は疑義が生じたときは、県及び指定管理者は誠意をもって協議するものとします。

19 業務の引継ぎ

指定期間の終了又は指定の取消しにより、指定管理業務を引き継ぐ必要があるときは、

指定管理者は円滑な引継ぎに協力しなければなりません。

既に申込みがあり実施が決定している事業等の許可状況や申請状況、また施設の維持管理について、確実に引継ぎが行われるよう新旧の指定管理者間で十分調整を行ってください。

なお、現在、管理業務に従事している者について、サービスの安定提供、ノウハウの継承の観点から、再雇用を希望する者については、配慮してください。

20 問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県土木建築部海岸防災課（指定管理者公募担当）

(TEL) 098-866-2410 (FAX) 098-860-3164

(E-mail) aa065300@pref.okinawa.lg.jp

別表 1

県と指定管理者の業務区分

業務の種類	業務内容		区分	
			県	指定管理者
施設の 維持管理	植栽管理	樹木、草地、芝生、花壇等の維持・育成		○
	工作物管理	園路、広場、休養施設、管理施設等の維持・小規模修理		○
	清掃	塵芥、便所等の清掃		○
	点検巡視	植物、工作物の点検巡視		○
	整備・改善	建築物等の新築、増築、大規模修繕	○	
施設の 運営管理	安全巡視	パトロール、救護等		○
	利用指導	施設案内、利用方法の指導、苦情対応、県民協働等		○
	利用増進	広報、催事の実施、利用促進		○
	災害時の対応	待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置		○
本格復旧			○	
法的管理	許認可等	行為許可、利用の禁止		○
		設置管理許可、占用許可	○	
		有料施設の利用許可、利用料徴収		○

別表 2

県と指定管理者のリスク分担

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		県	指定管理者
物価変動	人件費、物品費等の物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利変動に伴う経費の増		○
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	施設管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	施設管理者に影響を及ぼす法令変更		○
支払い遅延	指定管理者の責に帰すことのできない理由により県からの経費の支払の遅延によって生じた場合	○	
	上記以外の場合		○
行政上の理由による事業変更	行政上の理由から、施設管理、管理運営の継続に支障が生じた場合又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその維持管理費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤り	維持管理基準等、県が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等、指定管理者が提案した書類等の内容の誤りによるもの		○
施設や設備の損傷	経年劣化によるもの（1件の修繕につき、50万円以上の金額は県が負担し、50万円未満の金額は指定管理者が負担）	○	○
	第三者の行為により生じたもので相手方が特定できないもの（1件の修繕につき、50万円以上の金額は県が負担し、50万円未満の金額は指定管理者が負担）	○	○
利用者や第三者への賠償	指定管理者として注意義務を怠ったことにより損害（犯罪や事故等の発生）を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
事業終了時の費用	指定管理者の期間が終了した場合又は指定管理者が指定期間途中において業務を廃止した場合における事業者の撤収費用、引継に要する費用		○